

緊急
対策!

京都市観光協会会員対象
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
観光事業者等緊急支援助成金の創設について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大で、観光業界に厳しい影響が及んでいることから、(公社)京都市観光協会(DMO KYOTO)では、こうした影響への対策として実施した事業の一部を助成する支援制度を立ち上げました。

助成対象者

(公社)京都市観光協会の会員で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業縮小等を余儀なくされた観光事業者等

助成対象事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要する経費(裏面参照)

助成金額

ア 助成率：事業実施に係る経費の3分の2以内

※予算額を超える申請があった場合、3分の2の範囲内で助成率が変動する可能性があります。

イ 助成上限額：1事業者あたり上限20万円

対象事業期間

令和2年1月24日(金)^{※注}～3月31日(火)

※注 実施済みの事業も申請できます。

申請期限

令和2年3月31日(火) 17:00 必着

提出いただいた書類をもとに審査し、順次交付・不交付決定通知書を各申請者に送付します。

提出方法

電子メール、郵送又は持参

※詳しくは「京都市観光協会 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金交付要綱」をご覧ください。

<https://www.kyokanko.or.jp/news/20200318>



申請先・お問い合わせ先

公益社団法人 京都市観光協会 受入環境整備課

☎075-213-0071 (平日 午前9時～午後5時) E-mail : josei@kyokanko.or.jp

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427 京都朝日会館3階

裏面あり⇒



Q1 助成金の申請を行う前に事業を実施したものについて、申請することはできますか？

当助成金は、令和2年1月24日（金）から3月31日（火）の間に実施した事業が対象となりますので、申請前に実施した事業でも、期間内であれば申請することが可能です。ただし、事業に要した経費を確認できる書類（領収書等）が必要です。

Q2 どのような事業が助成対象となりますか？

【助成対象となる経費の例】

- 感染拡大防止
施設の消毒や清掃、衛生対策に要した消耗品や備品 等
- 回復準備
販路開拓、プロモーション・広告費 等
- その他当協会が必要と認める事業
保育事業等の地域貢献事業 等

【助成対象とならない経費の例】

事業実施に係る従業員の人件費、飲食費、自社施設等賃借料、施設維持管理費（ランニングコスト） 等

Q3 申請に必要なものは何ですか？

事業計画書（第1号様式）及び収支予算書（第2号様式）を記入して、申請してください。収支予算書には、各経費の見積書（ホームページやカタログの写し等も可）など、経費の算出根拠が分かる資料を添付してください。実施済みの事業につきましては、領収書の写しを添付してください。

Q4 助成金を受け取ることができるのはいつですか？

事業完了後に提出いただく、実施状況の写真や領収書等を添付した実績報告書を確認後、助成金額を確定し、支払いとなります。

Q5 国の補助金をもらっている事業について申請できますか？

国や地方自治体、他の行政機関等から助成金を受ける、又は受けた場合、その助成金を除いた金額を、本助成金対象事業費として、申請することができます。